

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
翌日翌日
の翌日)

目 次

◇告 示 土地改良区の役員の就退任（農村整備課）

土地改良区の定款の変更の認可（〃）

土地改良事業の工事の完了（〃）

開発行為に関する工事の完了（都市計画課）

◇選管告示 選挙管理委員会の招集

◇公安規則 鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則（警務課）

◇人委規則 職員の給料の調整額に関する規則及び職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則

◇雑 報 第二種小売店舗についての意見の聴取（商工指導課）

告 示

鳥取県告示第五百九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり赤碕町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成四年七月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の名及び住所

理事 谷 本 伊勢雄 東伯郡赤碕町大字竹内五八〇

船 越 好 幸 東伯郡赤碕町大字赤碕六一

大 黒 泰 平 東伯郡赤碕町大字赤碕五四一

松 本 時 正 東伯郡赤碕町大字赤碕七四一

小 倉 萬 造 東伯郡赤碕町大字赤碕四〇六一

森 嘉 男 東伯郡赤碕町大字赤碕一六五一

入 江 勝太郎 東伯郡赤碕町大字別所四四四

西 村 達 雄 東伯郡赤碕町大字出上三八六

岸 本 弘 久 東伯郡赤碕町大字出上二〇八

中 井 勲 東伯郡赤碕町大字竹内三七二

石 賀 収 東伯郡赤碕町大字竹内二九四

豊 嶋 信 雄 東伯郡赤碕町大字光二三九

川 上 福 光 東伯郡赤碕町大字高岡四七一

財 賀 幸 紀 東伯郡赤碕町大字佐崎一四五

澤 田 行 光 東伯郡赤碕町大字出上一五一二七

理事	谷本 伊勢雄	東伯郡赤碕町大字竹内五八〇
"	小林 弘美	東伯郡赤碕町大字赤碕四七
"	森 嘉男	東伯郡赤碕町大字赤碕一六五一
"	大島 忠之	東伯郡赤碕町大字赤碕一五一九
"	小倉 萬造	東伯郡赤碕町大字赤碕四〇六一
"	大黒 泰平	東伯郡赤碕町大字赤碕五五四一
"	小松 一雄	東伯郡赤碕町大字赤碕七七九
"	入江 勝太郎	東伯郡赤碕町大字別所四四四
"	丸本 忠良	東伯郡東伯町大字八橋一七三五
"	鉄本 忠宏	東伯郡東伯町大字八橋一四九四
"	西村 達雄	東伯郡赤碕町大字出上三八六
"	澤田 行光	東伯郡赤碕町大字出上一五一二七
"	高橋 廣吉	東伯郡赤碕町大字勝田一八九
"	財賀 幸紀	東伯郡赤碕町大字佐崎一四五
監事	石賀 伊瑛夫	東伯郡赤碕町大字西宮四六八
"	大島 忠之	東伯郡赤碕町大字赤碕一五一九
"	高力 嗣男	東伯郡赤碕町大字高岡四五一

平成四年六月二十日退任

就任した役員の氏名及び住所

"	中井 勲	東伯郡赤碕町大字竹内三七二
"	石賀 収	東伯郡赤碕町大字竹内二九四
"	入江 忠夫	東伯郡赤碕町大字宮木三一〇一一
"	高力 博文	東伯郡赤碕町大字高岡三六六
"	永田 邦義	東伯郡赤碕町大字尾津一三一―五
"	湯原 昭宣	東伯郡赤碕町大字八幡九八六
"	秦野 正志	東伯郡赤碕町大字湯坂七三
"	石賀 昭一	東伯郡赤碕町大字尾張一七三―三
"	杉山 輝	東伯郡赤碕町大字松谷五九七―一
"	石賀 巖	東伯郡赤碕町大字西宮七四
"	川上 喜八朗	東伯郡赤碕町大字高岡二八四

平成四年六月二十一日就任 任期四年

鳥取県告示第五百九十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、仙津土地改良区の定款の変更を平成四年六月二十六日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成四年七月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成四年七月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事を完了年月日
河原町	土地改良総合整備事業（地域改善）先城地区農用地造成	平成四年三月二十五日
"	土地改良総合整備事業（地域改善）南円通寺地区農道整備	"
"	土地改良総合整備事業（一般）西郷地区画整理	"
八束町	土地改良総合整備事業（小規模排水）北山地区画整理	"
"	土地改良総合整備事業（小規模排水）佐崎地区画整理	昭和五十八年三月二十五日
佐治村	農村基盤総合整備事業上佐治（尾際）地区画整理	平成三年十二月九日

鳥取県告示第五百九十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成四年七月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成四年四月二十七日 鳥取県指令受米土維第四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市大谷町

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市大谷町三五一

大塚 稔

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十三号

平成四年第八回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成四年七月三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 西 尾 義 男

一 日時 平成四年七月六日（月） 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁選挙管理委員室

三 議題

1 第十六回参議院議員通常選挙について

2 鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙について

公安委員会規則

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年七月三日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

鳥取県公安委員会規則第八号

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県警察の組織に関する規則（昭和三十七年十月鳥取県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第九条中「外勤課」を「地域課」に改める。

第十条の三の見出し及び同条各号列記以外の部分中「外勤課」を「地域課」に改め、同条第一号中「外勤警察」を「地域警察」に改め、同条中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 警察用船舶の運用に関すること。

第十三条第二号及び第二十一条第一項中「外勤課」を「地域課」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

職員の給料の調整額に関する規則及び職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年七月三日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第十七号

職員の給料の調整額に関する規則及び職員の旅費に関する条例施行

規則の一部を改正する規則

（職員の給料の調整額に関する規則の一部改正）

第一条 職員の給料の調整額に関する規則（昭和三十一年十一月鳥取県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一中 「外勤課」を「地域課」に改める。

（職員の旅費に関する条例施行規則の一部改正）

第二条 職員の旅費に関する条例施行規則（昭和四十五年七月鳥取県人事委員会規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

外勤課航空 隊	外勤課航空 隊
外勤課総務 課	外勤課総務 課

別表第三警察の事務部局等の項中
に定める。
附 則
この規則は公布の日から起算して

雑 報

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号。以下「法」という。）第7条第2項の規定により、次の第二種大規模小売店舗に係る届出事項について申出をしようとする者は、その意見を、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条に定めるところにより、平成4年7月17日までに鳥取県商工労働部商工指導課に提出してください。

平成4年7月3日

鳥取県大規模小売店舗審議会議長 田 中 蓬 篤

○法第5条第1項の届出に係るもの

- (1) 届出者の名称及び住所
株式会社シバタ
鳥取市湖山町北三丁目303
- (2) 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地
S—mart 桜谷店
鳥取市正蓮寺109
- (3) 開店日
平成4年11月27日
- (4) 店舗面積
810㎡
- (5) 主として販売する物品の種類
食料品他